

芦屋大学  
新型コロナウイルス感染症  
感染防止対策ガイドライン

**ガイドラインの趣旨**

芦屋大学では、教職員と学生が協力し、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策に努めていただくためにガイドラインを制定しました。

コロナ禍での「新しい生活様式」を実践するために、本ガイドラインに則して行動していただくようお願いします。本ガイドラインは基本的な感染防止対策の内容となっていますので、授業や課外活動、また行事などにおいては、各事務所などからの個別の指示に従ってください。

なお、感染状況等により、本ガイドラインの見直しを行う場合があります。

**1. 感染防止対策について**

(1) 健康管理

- A) 毎朝、自宅で検温および風邪の症状を確認してください。
- B) 発熱、味覚障害等の症状がみられる場合は、登学せず自宅で休養してください。
- C) 新型コロナウイルス感染症の感染疑い有無に関わらず、PCR 検査を受検することになった場合は、検査結果が判明するまで必ず自宅で待機してください。

(2) 検温システム

- A) 大学内への入構の際は、サーマルカメラによる体温検査を受けてください。
- B) サーマルカメラは次の 2 か所に設置しています。
  - 1. 福山記念館 1 階入口（学園バス乗降場所）
  - 2. 大学本館 1 階受付前
- C) 体温検査で警告が出た際は、学生健康管理センターの接触型体温計で実測し、37.5℃以上の場合、状況を報告し指示に従い速やかに帰宅してください。

(3) マスクの着用

- A) マスクは各自で持参し、大学構内（学園バス乗車時を含む）では必ず着用してください。
- B) マスクは鼻から顎下まで隙間なく覆うように着用してください。
- C) 学園バス乗車時、大学内入構時に警務員等が確認します。
- D) 食事での会話は禁止です。食事中以外は必ずマスクを着用し、会話時には顔を近づけすぎないように心掛けてください。
- E) マスクは学内の購買部（研究棟職員室・学生課・教務課）で購入することができます。

(4) 手洗いの徹底、アルコール消毒の活用

- A) 登下校時、食事前、各施設・教室への入退室時には、石鹸と流水による念入りな手洗いを心掛けてください。
- B) 手洗いの時間が取れない場合は、適宜アルコール消毒を活用してください。
- C) できる限り各自で手指消毒剤を携帯し、手洗いが不足する際の利用を検討してください。

(5) 感染対策の身だしなみ

- A) 食事等でマスクを外す際は、マスクケース等を利用してください。
- B) 感染リスクを低減させるため、授業や食事等で机を利用する際は、除菌シートなどを活用してください。

(6) 3密の回避

- A) 大学内外を問わず、密閉空間、密集場所、密接場面を避けてください。
- B) 人との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）を保ってください。

(7) 換気の徹底

- A) 教室、共有スペース（学生ホール、コミュニケーションスペース、コンセントレイションスペース）、食堂、図書館等の各施設では、窓や出入口を開けて常時換気を行います。学園バスでは自然換気、機械換気を行います。
- B) 冷暖房使用時も換気を行います。

(8) 消毒の実施

- A) 教室、食堂、学園バスは毎日消毒を行います。
- B) ドアノブ、PC 教室のキーボード等も毎日消毒を行います。
- C) 各自で教室や共有スペースなど利用後の PC や机椅子などの消毒に協力してください。

## 2. 通学について

(1) 公共交通機関

- A) 混雑を避けた時間帯や比較的すいている車両の利用をお願いします。
- B) 特別な理由がない限り待合中および乗車中は、必ずマスクを着用してください。
- C) 乗車中の会話は、できるだけ控えてください。
- D) 乗車中に手すりやつり革を利用した際は、手で顔を触らず、利用後は念入りな手洗いを心掛けてください。
- E) 咳エチケットを心がけてください。
- F) 窓際等の場所にいる際には、必要に応じて車内換気へのご協力をお願いします。

(2) 徒歩通学

- A) 距離を保って（1 m以上離れて）歩いてください。
- B) 大声で話す、横に広がって歩く等、すれ違う人の迷惑にならないようにしてください。
- C) 近隣住民に配慮し、住宅地の中を通行しないようにしてください。
- D) スマートフォン等の電子機器類を操作しながら、歩かないでください。
- E) 対人距離が保てない場合および会話をする場合は、マスクを着用してください。
- F) 咳エチケットを心がけてください。
- G) 熱中症に注意してください。

(3) 学園バス乗降場所

- A) マスクを着用していない方の隊列はお断りします。
- B) 待機中は、人との間隔をあけ、会話を控えてください。

(4) 学園バス車内

- A) マスクを着用していない方は乗車できません。

- B) 車内は自然換気や機械換気を行います。荒天時を除き、窓は常時開放します。窓を閉めないでください。
- C) 短時間乗車ですが、狭い空間のため、会話は控えてください。
- D) 乗車口に設置している手指消毒アルコールにて手指消毒をしてください。
- E) 車内が混雑していない場合は、可能な限り隣席への着席は控えてください。

(5) 自家用車通学

- A) 許可車両にて通学するにあたり同乗者がいる場合は、全員が常時マスクを着用し会話は控え、二方向の窓を開放してください。

### 3. 対面授業の実施について

(1) 受講における注意事項

- A) 教室に入るときは、手洗いもしくは手指消毒を必ず行ってください。
- B) 教員および学生はマスクを必ず着用してください。(ワクチン接種済みにおいても)
- C) 窓や出入口を開けて常時換気を行ってください。
- D) 授業が始まる前の教室においても、学生同士の間隔として2 m (最低1 m) を取ってください。
- E) 教室は、授業の履修登録者数に合わせて調整します。
- F) 座席表で指示があった場合、定められた場所に必ず着席してください。
- G) 飛沫感染防止のため、至近距離での会話は避けてください。
- H) 教員から事前に授業資料がデータで配信される場合があります。各自で印刷、またはデータを参照してください。
- I) 教室内で配布物が準備された場合は、配布物を介した感染を防止するため、自分の分のみを持っていくようにしてください。
- J) 教員から指示がない場合は、教室内の AV 機器やマイク、その他備品に触れないでください。
- K) 授業内容によって、フェイスシールドの着用や、機器・備品の消毒を求めることがあります。教員から指示があった場合、必ず従ってください。
- L) ロッカー室等では不要な会話や食事をせず、着替えについても、一定の距離を保ち速やかに済ませてください。
- M) 学生間で文房具等を貸し借りすることは避けてください。
- N) 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面授業を LMS に変更する場合があります。

### 4. 大学施設の利用について

(1) コミュニケーション・コンセントレーションスペース

- A) 感染防止のため、スペース内大声での会話や飲食を禁止します。
- B) 室内の PC、机椅子等を使用した後は次に利用する人のため、使用者がアルコール消毒をしてください。
- C) その他不明な点は、学生部、教学支援部スタッフに確認してください。

(2) 学生ロビー (各フロアーのフリーデスク)

- A) 席に座る際は最低 1 m 離れて座ってください。特に使用不可の席には×印が貼ってありますので、その席は使用しないでください。
- B) 着座可能な椅子の移動・向きの変更、机を移動して使用することは禁止します。
- C) アクリル板を移動することは禁止します。
- D) 向き合って座ることは禁止します。
- E) 握手やハグ等お互いの体に接触する行為はできるだけ避けてください。
- F) 咳エチケットを心がけてください。
- G) 食べながら（お菓子を含む）会話をする等、他の行動をすることは、避けてください。
- H) 食事・お菓子をシェアして食べる行為や・飲み物を回し飲みする行為は、避けてください。
- I) 利用後は、机上をきれいに拭いて、ゴミ等は必ずゴミ箱に捨ててください。
- J) 用件が済めば、長居せずに退室してください。特に昼休み等の混雑時は、食事が終われば席を次の人に譲ってください。

### (3) 食堂

- A) 食券購入時、食品受け取り時には 1 m 以上の対人距離を確保するために床にシールを貼っていますので、順序良く並んでください。
- B) 座る方向は一定方向に定めていますので、守ってください。
- C) アクリル板や椅子の移動は禁止します。
- D) 向き合って座ることを禁止します。
- E) 着座数が限られていますので、食事が終われば席を譲ってください。
- F) 食事中（マスクを外した状態）の会話は禁止します。
- G) 食事の際に出たごみは、自分でゴミ箱に捨ててください。
- H) 登校する学生数により、指定した教室でのみ昼食喫食を認める場合がありますが、その場合も『(3) 食堂』に記載された事項を守り、利用後は机上をきれいに拭いてください。

### (4) 図書館

#### A) 利用上の注意

1. 開館日時や休館に関する情報は、ホームページや掲示等で明示します。
2. 図書館利用の際は、入館時から利用滞在中においてもマスク着用の上でご利用ください。
3. 館内入口ゲート内に手指消毒（アルコール消毒、非アルコール除菌）を準備しております。
4. 対人距離を確保するため、座席数を制限しています。授業利用の際にも対人距離を確保してください。レファレンスや貸出時に並ぶ時も床面の指示に従って距離を取って並んでください。
5. 閲覧した資料はカウンターもしくは館内の返却台へ置いてください。貸出中の資料を返却する場合は、図書館に直接返却するか、図書館入り口の返却ポスト、または大学本館玄関横の返却ポストに返却してください。
6. 検索端末 OPAC、オフィスなどのパソコンも現在利用できます。印刷は出来ませんのであらかじめ USB などを持参の上でご利用ください。館内のコピー機も利用可能です。随時消毒をしておりますので安心してご利用ください。
7. 図書館内のエレベータは利用できません。

## 5. 課外活動について

### (1) クラブ活動

- A) 活動を許可された団体は、学生部からの指示に従い活動を行ってください。対策を遵守できなかった場合は、活動を停止していただきます。
- B) 社会状況の変化、学内の事情により、やむを得ず活動停止を命じる場合があります。

### (2) 各種イベント

- A) 以下の項目等について安全を確保するため、該当部局に事前に確認し許可を受けてください。
  - 1. 使用場所
  - 2. 使用日時、時間
  - 3. 使用人数（学内・学外者別）
  - 4. 外部来場者の有無
  - 5. 使用目的、用途
  - 6. 安全対策
- B) 社会状況の変化、学内の事情により、やむを得ずイベントの中止を命じる場合があります。

## 6. 感染または感染の疑い等がある場合の対応について

### (1) 発熱等の症状がある場合

- A) 学校保健安全法第十九条により、「出席停止」となります。
- B) 学生健康管理センター（080-6188-0338）へ、速やかに報告してください。
- C) 感染の可能性があるため、必ず自宅で休養してください。
- D) 出席停止期間は、症状が治まるまでとします。
- E) 出席停止期間中の対面授業については、別途学修機会が確保されます。症状がある場合速やかに授業担当教員へ直接連絡してください。ただし、連絡が遅れた場合は受理されない場合があります。

### (2) 感染が判明した場合

- A) 上記『(1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、「出席停止」となります。
- B) 学生健康管理センター（080-6188-0338）へ、速やかに報告してください。  
報告時に必要な項目は、以下の内容です。
  - 1. 最終登学日
  - 2. 症状が最初に現れた日
  - 3. 検査を実施した日（PCR 検査、抗原検査）
  - 4. 「陽性」と判明した日
  - 5. 受診医療機関名
  - 6. 管轄保健所名
  - 7. 保健所等から出席停止の指示があった期間
  - 8. 現在の症状（発熱、味覚・嗅覚の異常など）
  - 9. 海外渡航歴の有無
  - 10. 症状が最初に現れた日の「2日前」からの行動履歴（学内、飲食や共用物の使用など）
  - 11. 担当医の所見・治療方針等

- C) 休日・夜間により電話連絡できない場合は、メールで報告し、改めて電話で連絡してください。
- D) 宛先は学生健康管理センターのメールアドレス (kenkan@ashiya-u.ac.jp) です。
- E) 出席停止期間は、学校医から登学の許可が出るまでとします。なお、診断書類の提出は求めません。
- F) 授業を欠席することを、各授業の担当教員へ連絡してください。
- G) 出席停止期間中はアドバイザー教員や教務課・学生課等に不安なことを相談してください。
- H) 出席停止期間中の授業については、「やむを得ない事由による欠席」対象となります。登学が許可されたら、『やむを得ない事由による欠席連絡票』を教務課まで提出してください。

(3) 濃厚接触者に該当した場合

- A) 上記『(1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、「出席停止」となります。
- B) 上記『(2) 感染が判明した場合』と同様の手続きが必要となります。
- C) 出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して原則 14 日間としますが、保健所等の指示を優先とします。
- D) 出席停止期間中の授業については、「やむを得ない事由による欠席」対象となります。
- E) 登学が許可されたら、速やかに『やむを得ない事由による欠席連絡票』を教務課まで提出してください。『やむを得ない事由による欠席連絡票』に記載する欠席期間は、保健所等から出席停止を指示された期間となります。

(4) 同居者が体調不良の場合、または陽性者と接触（交遊、会食等）があった場合

- A) 上記『(1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、「出席停止」となります。
- B) 学生健康管理センター（080-6188-0338）へ、速やかに報告してください。
- C) 本条項による場合の出席停止期間は、検査結果がわかるまで、または学校医が指示した期間とします。（医師、保健所等より指示があれば指示に従ってください）。感染が判明した、または濃厚接触者に該当した場合は、上記『(2) 感染が判明した場合』、『(3) 濃厚接触者に該当した場合』のとおりとなります。なお、PCR 検査を受検することになった場合は、検査結果が判明するまで自宅待機とします。
- D) 出席停止期間中の授業については、「やむを得ない事由による欠席」対象となります。登学が許可されたら、速やかに『やむを得ない事由による欠席連絡票』を教務課まで提出してください。『やむを得ない事由による欠席連絡票』に記載する欠席期間は、保健所等から出席停止を指示された期間となります。

(5) 基礎疾患等を有する場合

- A) 対面授業を受講するにあたり、基礎疾患等を有するため新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある場合は、主治医（医療機関）へ相談してください。
- B) A)により、対面授業を受講することが困難と主治医（医療機関）が判断した場合は、本学学生健康管理センターへ申し出てください。診断書もしくは障害者手帳等を確認の上、オンラインでの学修機会を確保します。

## 7. 学内で感染者が発生した場合の対応について

### (1) 臨時休校および消毒の実施

- A) 学内で集団感染（クラスター）等が発生した場合、兵庫県の衛生主管部局の指示に従い、一時的に臨時休校の措置等を判断することがあります。
- B) 兵庫県の衛生主管部局により消毒命令が出された場合、その指導に基づき、日常の消毒に加えて必要箇所の消毒を行います。

### (2) 授業等の取り扱い

- A) 臨時休校の連絡は、学生掲示板サイトやホームページ等で行います。
- B) 振替授業は、全てオンラインで実施します。なお、終日臨時休校期間中に限り、通常の時間割と同一の曜日時限で、同時双方向（リアルタイム）型で振替授業を実施される場合があります。
- C) 振替授業の実施日や形式等については、授業担当教員の指示に従ってください。

### (3) 個人情報の取り扱い

- A) 混乱を生む不確定な情報の発信や感染者等の誹謗中傷などを記した SNS 等の情報拡散を禁じます。
- B) 感染者等に対する偏見や差別が一切あってはならないことを、常に意識してください。

以上